

こども商品券 e-Gift 利用約款

第1条（約款の趣旨）

株式会社トイカード（以下、「当社」という）が発行するサーバー管理型前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項）である「こども商品券 e-Gift」の保有者は、本約款により「こども商品券 e-Gift」をご利用頂くこととします。

なお、「こども商品券 e-Gift」のうち、券面に＜Giveaway＞と記載があるもの（以下、「ノベルティ用 e-Gift」という）は、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）第3条第1項の「前払式支払手段」に該当しないため、同法第20条に基づく保有者に対する前払式支払手段の払戻し、同法第31条に基づく発行保証金の還付の対象外となりますが、「ノベルティ用 e-Gift」の利用にあたっては、本約款に基づきご利用頂くこととします。

第2条（「こども商品券」との関係）

こども商品券 e-Gift は、「こども商品券」（紙式）及び「こども商品券カードタイプ」とは、異なるサービスであり、「こども商品券」（紙式）及び「こども商品券カードタイプ」の加盟店では利用できない場合があります。

2. 「こども商品券」（紙式）及び「こども商品券カードタイプ」とこども商品券 e-Gift の残高を相互に移行、チャージまたは交換はできません。

第3条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「こども商品券 e-Gift」とは、加盟店にて、原則として、発行日から3年を経過した日が属する月の末日（ただし、一部の「こども商品券 e-Gift」については発行日から3年未満となる場合があります。）まで利用出来る、当社が発行するサーバー管理型前払式支払手段の総称をいいます。
- (2) 「利用者」とは、本約款を承諾のうえ、こども商品券 e-Gift を保有または加盟店で利用する者をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、「こども商品券 e-Gift 加盟店取引約款」を承諾のうえ、所定の申込書等にて当社に申し込み、当社が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (4) 「こども商品券 e-Gift 取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全部または一部を、こども商品券 e-Gift で取引することをいいます。
- (5) 「消し込み」とは、利用者がこども商品券 e-Gift を加盟店で利用した際に、バーコードを読み取ること等により、こども商品券 e-Gift を利用済み登録又は金額減算することをいいます。
- (6) 「バーコード」とは、こども商品券 e-Gift 取引に関し、当社が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、「こども商品券 e-Gift 加盟店取引約款」に従って当社が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他当社が指定する方法により、加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店または当社が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限り）におけるこども商品券 e-Gift 取引に必要となる情報を記録したものをいいます。

第4条（利用者の負担とその他の利用条件）

こども商品券 e-Gift の利用に関わる、利用者の携帯電話（スマートフォン等をいい、以下、「利用端末」という）の通信料・接続料等は、利用者をご負担ください。

2. 前項の他、利用者がこども商品券 e-Gift 取引を行うに際しては、以下の条件を満たす必要があるものとし、かかる条件の不充足に起因して利用者が発生する損害等について、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 当社が推奨する OS バージョンを満たす利用端末にてこども商品券 e-Gift 取引を行うこと。
 - (2) バーコードを利用端末のカメラで読み取ることができること。
3. 当社は、こども商品券 e-Gift にかかるシステム、アプリケーション等のバージョンアップその他当社が必要と判断する仕様変更などを行うことがあります。この場合、利用者は、当該仕様変更などに対応した利用端末を用いるものとします。
4. 当社は、提供するサービスやソフトウェアに、当社または当社に掲載依頼をした第三者の広告を掲載できるものとします。

第5条（こども商品券 e-Gift の管理等）

利用者は、こども商品券 e-Gift を善良なる管理者の注意義務をもって管理ください。

2. 利用者が、こども商品券 e-Gift を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、当社は一切の責任を負いません。

第6条（利用者の遵守事項）

利用者は、こども商品券 e-Gift を第三者に換金、転売、また質入れ等の担保に供することはできません。

2. 利用者は、違法、不正利用または公序良俗に反する目的でこども商品券 e-Gift 取引はしないものとします。

第7条（こども商品券 e-Gift 取引）

利用者は、加盟店にて、こども商品券 e-Gift を利用して商品購入等を行うことができます。ただし、加盟店により一部対象外商品の設定がある場合があります。詳しくは加盟店にお尋ねください。

2. 利用者は、加盟店の店舗または当社が別途通知した場所(当該通知により定める場合に限る)においてバーコードを利用端末により読み取り、利用端末に表示された内容が正確であることを確認したうえで、こども商品券 e-Gift 取引に必要な情報を入力し、当該こども商品券 e-Gift 取引を申し込むものとします。
3. こども商品券 e-Gift 取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとします。
4. 残高が不足している場合、加盟店の指定する方法に従い支払うものとします。
5. 複数のこども商品券 e-Gift をお持ちの場合において、1 回のお支払いに複数のこども商品券 e-Gift 取引をされる際は、加盟店が別途定める規定に従うものとします。
6. 利用者がこども商品券 e-Gift をご利用された際に、商品の購入または役務の利用に関し、返品、契約不適合その他の問題が生じた場合は、利用者ご自身と加盟店との間で解決していただくものとします。

また、利用者と加盟店との間で当該商品または役務に係る代金を返金することとなった場合には、加盟店の定める規定により返金いたします。なお、こども商品券 e-Gift による返金となる場合には、当該こども商品券 e-Gift の利用を取消し、システム上での復元処理をもって返金を行います。ただし、24 時間を経過している場合はこども商品券 e-Gift での返金はできません。また、以下のいずれかに該当する場合には、システム上で復元処理を行ったとしても、利用者は元のこども商品券 e-Gift をご利用いただくことはできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 決済時に利用されたこども商品券 e-Gift の有効期限が経過している場合

(2) 紛失その他の理由により、利用端末上に決済時に利用したこども商品券 e-Gift を表示できない場合

7. 利用者は、こども商品券 e-Gift 取引にあたり、金額その他必要な情報の入力、確認には十分注意するものとします。利用者による情報の誤入力、利用端末の不具合、決済完了後の二重払いその他利用者の事情に起因して利用者が損害を被ったとしても、当社は、当社の責めに帰すべき事由のない限り、責任を一切負わないものとします。
8. 加盟店のうち、チェーン店やグループ店等の一部では、都合により利用できない場合があります。

第8条（加盟店との紛争）

利用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、加盟店との間で解決するものとし、当社はその責任を一切負いません。

第9条（こども商品券 e-Gift の有効期限・利用可能期間・残高）

こども商品券 e-Gift の有効期限は、原則として発行日から3年を経過した日が属する月の末日です。（ただし、一部のこども商品券 e-Gift は有効期限が発行日から3年未満となる場合があります。）

2. 有効期限は、利用端末で確認することができます。
3. 有効期限を経過した場合、こども商品券 e-Gift の利用は一切できなくなります。
4. 有効期限内であっても、取得したこども商品券 e-Gift の払い戻しは出来ません。
5. 残高は、利用端末で確認することができます。

第10条（個人情報等の収集及び利用）

当社は、利用者から収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、利用者より提供を受けた、氏名、電話番号、電子メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を

識別できる情報をいいます。

(2) 個人情報の共同利用

①共同利用することのある項目

- (ア) 氏名・電話番号・電子メールアドレス・郵便番号・性別・利用日・こども商品券e-Giftの利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項
- (イ) お問い合わせに関する事項
- (ウ) サービス提供に関する事項

②共同利用の目的

- (ア) こども商品券e-Giftの運営及びサービス提供
- (イ) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- (ウ) 電子メール等の通知手段による情報発信
- (エ) 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- (オ) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (カ) 上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

③共同利用する者の範囲

- (ア) 当社

(3) 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、法令等で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

(4) 個人情報の管理

収集した個人情報については、当社が厳重に管理し、漏洩、不正流用改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第11条（業務委託）

当社は、こども商品券 e-Gift の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第12条（利用停止または中止）

当社または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、こども商品券 e-Gift の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、こども商品券 e-Gift の全部または一部を利用することができません。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
- (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
- (4) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2. 前項に基づきこども商品券 e-Gift の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害等について、当社は一切の責任を負いません。

第13条（利用の一時停止及び中止）

当社または加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の利用を一時停止または中止することがあります。その場合、利用者のこども商品券 e-Gift 取引は出来ず、保有するこども商品券 e-Gift 残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- (1) 本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。
- (2) こども商品券 e-Gift を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。
- (3) こども商品券 e-Gift の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- (4) こども商品券 e-Gift 取得申込に虚偽が発覚した場合。

第14条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有することも商品券 e-Gift 残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、当社は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
4. 前項の場合、当該利用者の保有することも商品券 e-Gift 残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第15条（こども商品券 e-Gift の終了）

当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃その他技術上または営業上の判断等の理由により、こども商品券 e-Gift を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

第16条（約款の変更）

当社は、本約款を変更する場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款を適用されるものとします。

第17条（合意管轄裁判所）

利用者は、こども商品券 e-Gift に関して当社との間に紛争が生じた場合、東京裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第18条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第19条（附則）

本約款は、令和7年8月1日から適用します。

以上
株式会社トイカード